

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

漁業協同組合の職員に関する実態を把握し、漁業協同組合に対する指導を行う上での基礎資料とすることを目的としている。

2 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

調査は、水産庁から都道府県を通じて実施した。

4 調査の対象

都道府県知事認可の漁業協同組合のうち、沿海地区出資漁業協同組合
（調査対象数：862、回答数：840、回答率 97.4%）

5 抽出（選定）方法

都道府県が作成した漁業協同組合名簿に記載された全ての沿海地区出資漁業協同組合を調査の対象としている。

6 調査事項

- (1) 年齢別、性別の職員数
- (2) 1 か月分の給与（9 月分）、職員の平均勤続年数等
- (3) 1 週間における所定内労働時間
- (4) 週休 2 日制の実施状況
- (5) 定年制の実施状況
- (6) 退職者数、退職金の総額、退職者の平均年齢、退職者の平均勤続年数
- (7) 採用者数、学校新卒者 1 人当たりの初任給の額

7 調査の時期

- (1) 調査対象期間
調査対象期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に終了した事業年度の末日現在によって調査を実施した。
- (2) 調査実施時期
調査票の配布：調査年の 6 月中旬から 6 月下旬
調査票の回収：調査年の 8 月下旬

8 調査の方法

本調査は、都道府県から調査対象に対して、郵送又は電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施した。

9 集計方法

本調査の集計は、水産庁水産経営課において行った。

また、集計方法については、都道府県別の数値は、各都道府県の調査対象漁業協同組合の調査結果を単純積み上げで算出し、全国計の数値は、都道府県ごとの計を積み上げて算出した。

10 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算定は行っていない。

11 用語の解説

沿海地区漁業協同組合	水産業協同組合法第 18 条第 1 項に規定する資格を有する者で構成される漁業協同組合のうち、「内水面地区漁業協同組合」及び「業種別漁業協同組合」を除いたものをいう。
職 員	次の者は臨時職員に該当するので、本調査の対象外 ・パート、アルバイト ・雇用対策事業により、期限付きで雇用された者 ・再雇用者 ・勤務時間、賃金等は職員と同じだが、雇用期間が定まっている嘱託
組合学校卒	一般財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校の卒業をいう。

12 利用上の注意

(1) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位未満（例：0.4 千円→0 千円）

「－」：調査は行ったが事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が 2 以下の場合には、団体に関する調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) 消費税の取扱いについて

本調査と併せて公表している購買事業取扱高、販売事業取扱高などは、沿海地区出資漁業協同組合における事業報告等の決算値を記入することとしており、これら金額に関する結果は、税抜きと税込み金額が混在している。

なお、沿海地区出資漁業協同組合が作成する計算書類（貸借対照表、損益計算書等）、事業報告等は、関係法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準そ

の他の会計の慣行に準じることとされている。

- (5) この統計表は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査結果と各漁業協同組合の業務報告書等により作成している。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokyo_syokuin/gaiyou/#14

- (6) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和 4 年度水産業協同組合統計表（都道府県知事認可の水産業協同組合）」（水産庁）による旨を記載してください。

- (7) 本統計のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「水産業」の「都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokyo_syokuin/#r

13 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業構造統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3664

（直通）03-3502-8093

農林水産省 水産庁 漁政部 水産経営課 指導室 指導第 1 班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 6596

（直通）03-3502-8416

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>